

三笠市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 1 日

三笠市長 西 城 賢 策

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

- ① 岡山
- ② 萱野・萱野南
- ③ 三笠西
- ④ 三笠東
- ⑤ 大里
- ⑥ 達布

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 31 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- ① 岡山 （個人 1 1 経営体、法人 1 経営体）
- ② 萱野・萱野南 （個人 1 2 経営体、法人 3 経営体）
- ③ 三笠西 （個人 8 経営体、法人 2 経営体）
- ④ 三笠東 （個人 4 経営体、法人 3 経営体）
- ⑤ 大里 （個人 1 4 経営体、法人 4 経営体）
- ⑥ 達布 （個人 7 経営体、法人 2 経営体）

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

今後離農や規模縮小する農家の農地を、中心となる経営体へ面的にまとまりのある形で集積し、大規模個人経営が太宗を占める地域農業を目指して集落の話し合いを深化していく。